

スマートワーケーション推進事業

令和 2 (2020) 年 12 月 3 日

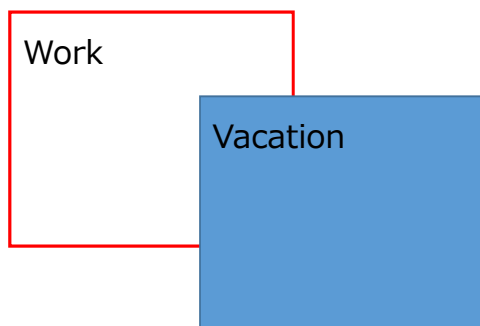
栃木県 産業労働観光部 観光交流課

ワーケーションの形態

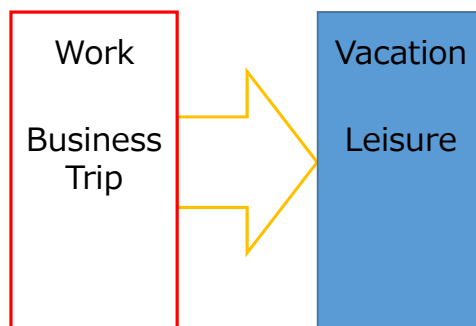


All Right Reserved
Tochigi Prefectural
Government

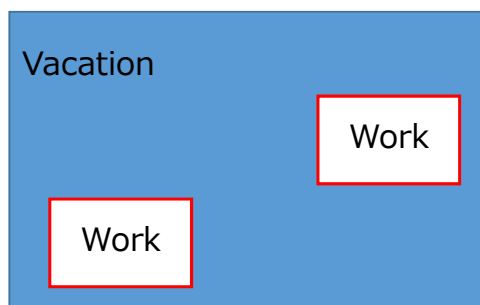
1. 仕事と休暇を重ねて織り込んだスタイル



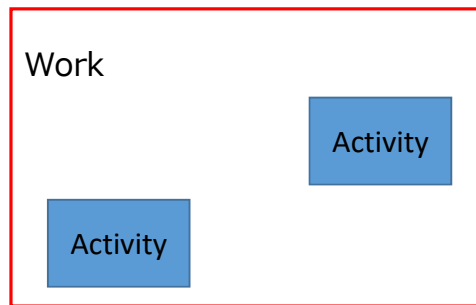
3. 出張後にレジャーを付け足す (ブリージャー)



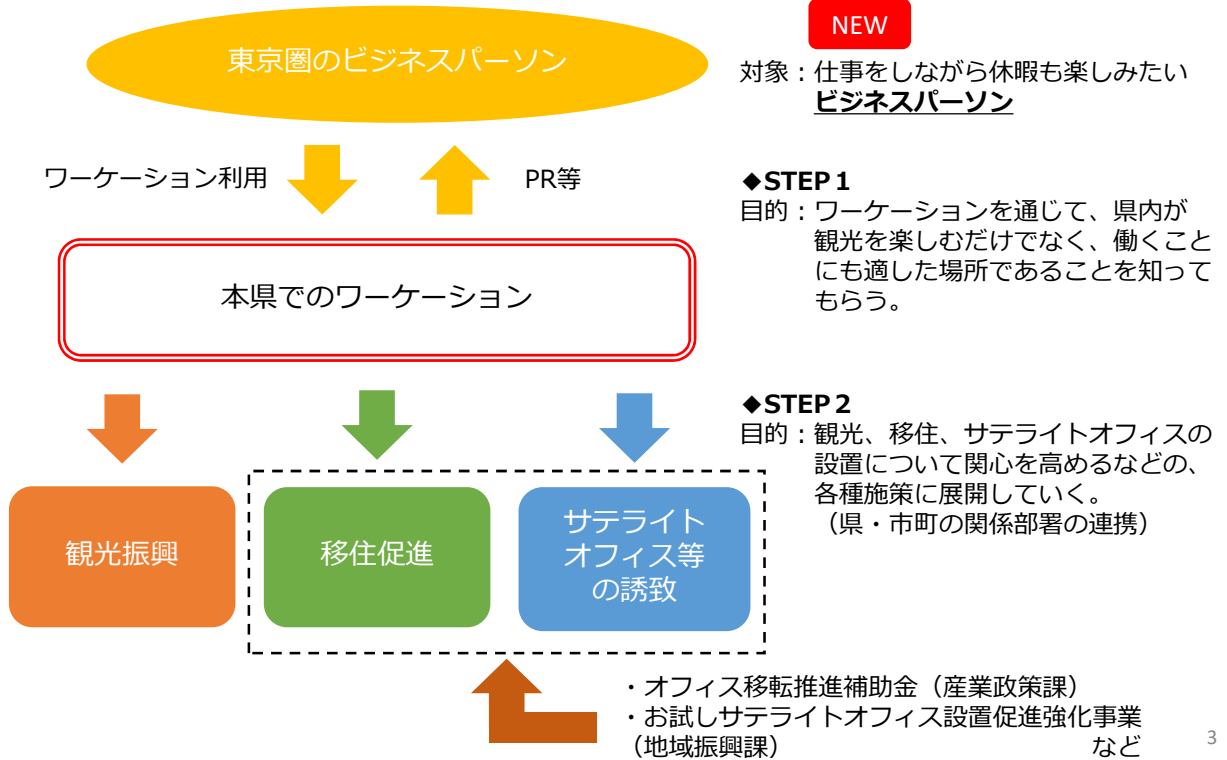
2. 休暇の中に仕事を織り込んだスタイル



4. オフサイト会議・団体での研修

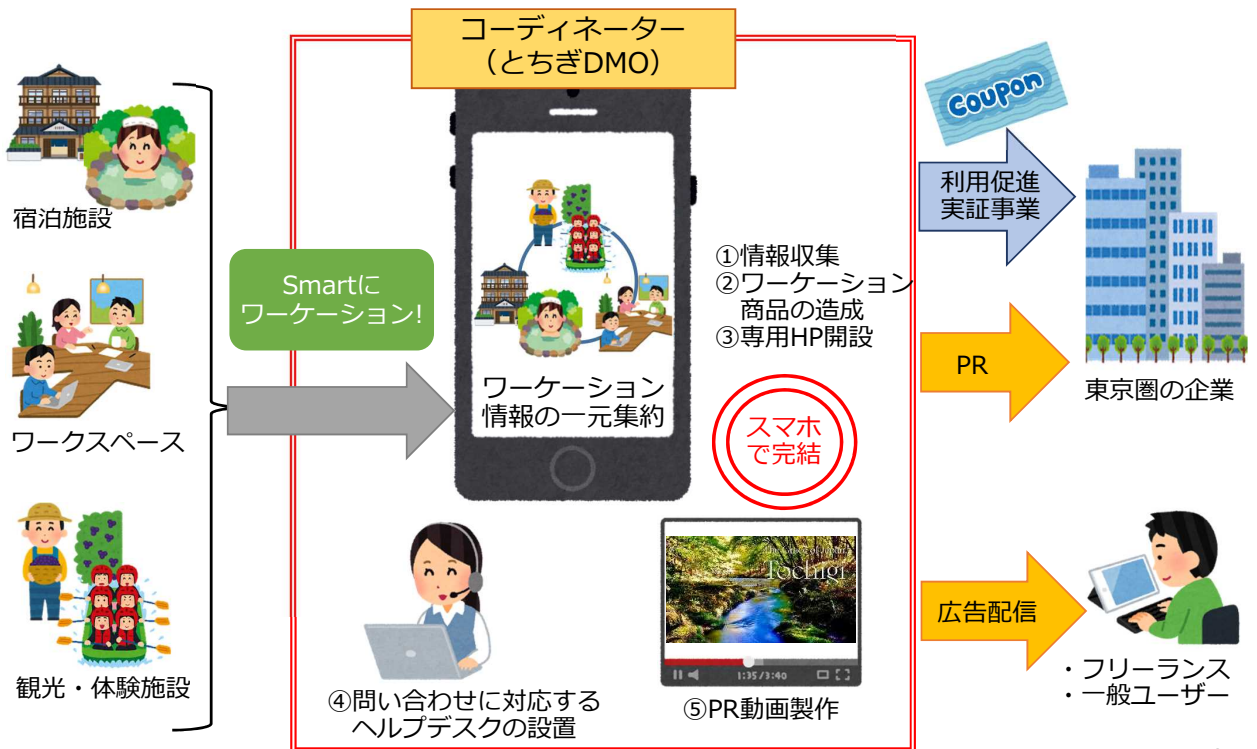


ワーケーションをきっかけとして、本県の魅力を知ってもらい、さらなる観光振興、移住促進、サテライトオフィスの誘致につなげていく。

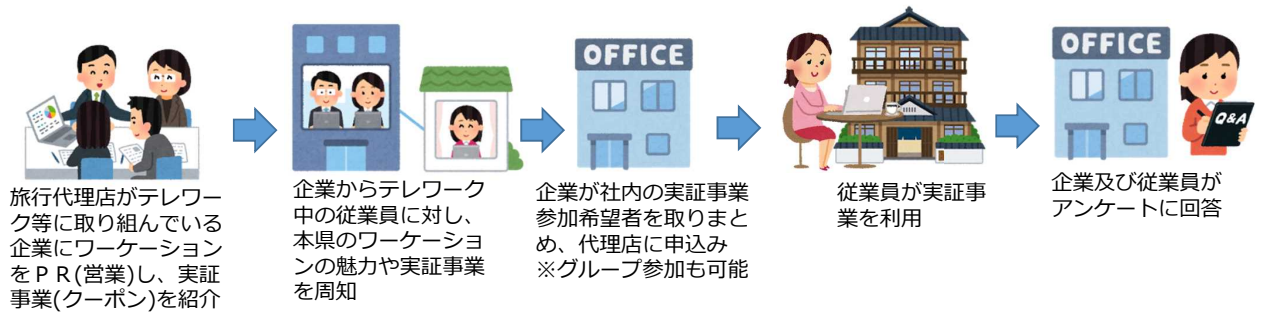


スマートワーケーション推進事業 ①コーディネーター

栃木県内の宿泊施設、ワークスペース、観光・体験施設（Activity）に関する情報を集約し、一括発信に取り組むとともに、企業ニーズ等を把握する実証事業に取り組む。



コーディネーター等が造成したワーケーション旅行商品等と割引クーポンを活用して、東京圏の企業に実証事業への参加を促し、アンケートに回答してもらうことで、本県におけるワーケーションの課題を把握する。



- 1 実証事業参加企業：旅行代理店による本県ワーケーションPR活動時に紹介を受けた東京圏の企業
- 2 割引クーポンの対象：テレワークに取り組んでいる東京圏の企業に勤務する従業員
- 3 予算額・支援額：
 - ① 予算額：15,000千円（100名×5地域×6ヶ月×5千円/人泊（3泊まで））
 - ② 支援額：宿泊費の1/2（感染防止対策取組宣言を行っている宿泊施設のみがクーポンの対象）
- 4 クーポン利用時の条件：

実証事業参加企業は、従業員が来県中にテレワークをしたことが確認できる勤怠管理表等を提出するとともに、本県でのワーケーションに係るアンケート（満足度、改善点等を把握）に回答する。

5

ワーケーション利用者を受け入れる宿泊施設等に対し、Wi-Fiや電源コンセントの増設、パーティションの設置等のワーケーションに必要な環境整備を支援する。



- 1 補助対象：ワーケーション利用者を受け入れる宿泊施設、飲食店、観光施設等
- 2 補助対象事業：Wi-Fiや電源コンセントの増設、ワークスペースの整備（パーティション等）に関する備品購入・工事等
- 3 補助率等：対象事業に係る経費の2/3（上限20万円） ※予算額：25,000千円
- 4 補助条件：下記①～③の条件をすべて満たしていること。
 - ① 市町と連携してワーケーションに取り組んでいること
 - ② ワーケーション利用希望者に対して必要な環境を提供すること
 - ③ 県が整備する専用HPにおいてワークスペースがある旨を表示すること

6

◆サテライトオフィスとは

都市部



郊外



地方



「サテライトオフィス」とは、企業等が本拠から離れた所に設置したオフィスのこと。

通勤や移動の時間を短縮するという目的で都心やその周辺に設置される場合と、自然豊かな環境で働きたい又はBCP対策、賃貸料が安いといった理由で地方に設置される場合がある。

■シェアオフィス、レンタルオフィスとは

「シェアオフィス」「レンタルオフィス」とは、複数の利用者（企業等）が使用するもの。フリーアドレスの所と、エンタープライズ契約等により個別の占有スペースを確保している所がある。



pixta.jp - 60874011

■コワーキングスペースとは

「コワーキングスペース」は、シェアオフィスやレンタルオフィスと同じようにワークスペースを提供するが、利用者同士の交流、コミュニティ醸成を重視している点が大きく異なる。

